

トライアル雇用助成金 【事業所名称： 】 若年・女性建設労働者トライアルコース 提出書類一覧

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース又は障害者トライアルコース(週20時間未満の時間労働者は除く)以下、「一般・障害者トライアル雇用助成金」という。)に、さらに若年・女性建設労働者トライアルコースの上乗せ支給を受けることができます。

◆対象となる事業主は、次の①～③すべての要件を満たす中小建設事業主です。

- ①雇用保険適用事業所で建設業の雇用保険料率が適用されていること
- ②一般・障害者トライアル雇用助成金の支給決定を受けた中小建設事業主であること
- ③雇用管理責任者を選任していること

◆対象となる労働者は、次の①～③すべての要件を満たす一般・障害者トライアル雇用助成金の対象者です。

- ①令和7年4月1日以降に開始する一般・障害者トライアル等に雇用される者
- ②トライアル雇用の開始時点で35歳未満（35歳未満＝35歳誕生日の前々日まで）の者または女性
- ③主として建設工事現場での現場作業に従事する者または施工管理を行う者
 - ※「主として」とは、実労働時間の半分を超える時間を従事すること
 - ※「現場作業」とは、左官・大工・鉄筋工・配管工など
 - ※「施工管理」の対象外は、設計・測量・経理・営業など

◆提出期限＝トライアル雇用終了日の翌日から起算して2ヵ月以内

- ※一般・障害者トライアル雇用助成金の支給申請と同期間
- ※一般・障害者トライアル雇用助成金と若年・女性建設労働者トライアルコースの支給申請書を同時に提出可能

支給申請関係書類一覧

番号	提出確認	提出書類の名称	様式番号	添付書類
1	有・無	トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)支給申請書	建ト様式第1号	原本
2	有・無	支給要件確認申立書 ※ 最新版に記入の上、提出ください。	共通要領 様式第1号	原本
	有・無	役員等一覧	(共通要領 様式第1号) 別紙	原本
3	有・無	トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書(一般トライアルコース)、障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアル雇用助成金支給申請書(障害者トライアルコース))	共通様式第2号	写
4	有・無	算定の対象となる建設労働者であることが確認できる書類 ○必須…求人票および雇用契約書・労働条件通知書・雇用通知書のいずれか		写
※初めて申請する場合、または届出の口座を変更する場合は提出が必要です。				
5	有・無	支払方法・受取人住所届		原本
6	有・無	その他北海道労働局長が必要と認めた書類		

- ・必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。
- ・支給申請(書類一式)書を郵送する場合は、簡易書留又はレターパックにて送付することをお勧めします(申請期間内必着)。
- ・助成金申請に係わる提出書類等は、5年間保存することとなっていますので、必ず控をとって保管して下さい。

北海道労働局職業対策課雇用対策係